

五泉市立愛宕小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定

平成27年4月一部改訂

平成28年4月一部改訂・追加

平成29年3月一部改訂・追加

平成30年3月一部改訂・追加

はじめに

このいじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、「いじめを生まない」「いじめを許さない」学校づくりのために策定するものである。

1 基本理念（基本的考え方）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じるおそれがある。

したがって、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、即時対応等の対策を講じ、取り組んでいく。

2 学校及び教職員の責務・組織

いじめが行われず、すべての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対応し、さらにその再発防止に努める責務を有する。

学校におけるいじめ防止の対策のための組織は以下の通りである。

(1) 子どもの情報交換会

各月数回（隔週1回程度）、職員終会後に問題傾向を有する子どもについて、現状や指導についての情報交換、及び共通理解をする。

(2) いじめ不登校対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行う。構成員は、管理職・特設いじめ不登校対策委員会メンバー・養護教諭とする。委員会は適宜開催する。

3 保護者との連携

(1) P T A総会や各学年懇談会等において、いじめ防止などに関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。（法における保護者の責務等 第9条）

(2) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

4 いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめの防止のための取組

①方針

- ・いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」問題であることを踏まえ、いじめが行われなくなるようにする。

- ・いじめは、許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるよう対策を講じる。

- ・いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを十分認識し、いじめの問題を克服することを目指す。

②具体的な取組内容

- ア 実態把握と教職員の共通理解
- イ 異学年やたて割り班活動を通した人間関係づくり
- ウ かかわり合って学ぶ授業の実施
- エ 心の教育の推進
- オ 学校・家庭・地域・中学校との連携

③年間計画

4月	縦割り班の発足、縦割り班清掃開始、1年生を迎える会
5月	運動会にかかる人間関係づくり
6月	「深めよう絆」集会、校内情報交換（前期）、親子スマイルウォーク、学校生活アンケート実施、いじめ実態調査
7月	生徒指導研修会
8月	人権教育・同和教育研修会、道徳教育研修会
9月	全校道徳授業参観、祖父母参観、マラソン記録会
10月	学習発表会、もちつき集会
11月	個人面談、ハロウィン集会、「深めよう絆」集会 学校生活アンケート実施、いじめ実態調査、校内情報交換（後期）
12月	生徒指導研修会、個別懇談会
1月	長なわ大会に向けての人間関係づくり、長なわ大会
2月	6年生ありがとう週間
3月	六送会、卒業式
4月～3月	必要に応じて、隨時、児童の情報交換実施

（2）早期発見・早期対応の在り方

①方針

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、早い段階からかかわり、積極的に認知に努める。
- ・日頃から児童に「いじめは絶対許されないこと」を指導する。

②具体的な取組内容

- ア 「子どもと担任のふれあい旬間」の実施と教育相談
- イ 学校生活アンケートといじめ実態調査の実施

○目的

- ・児童間のつながりを把握する。
- ・結果を基に、学級経営の改善を図る。
- ・気がかりな児童に対して、生活指導上の配慮や支援を行う。

○方法

- ・学校生活アンケート調査と聞き取りを行い、職員間での情報交換を行い、児童の共通理解を図る。

③年間計画

4月	日常観察や個人ノートの活用、随时個人面談、欠席家庭への連絡
5月	
6月	学校生活アンケート、いじめ実態調査、子どもと担任のふれあい旬間 校内情報交換（前期）
7月	
8月	
9月	
10月	↓
11月	学校生活アンケート、いじめ実態調査、子どもと担任のふれあい旬間 校内情報交換（後期）
12月	児童情報交換、個別懇談会

1月	
2月	学校生活アンケート、いじめ実態調査、子どもと担任のふれあい旬間
3月	児童情報交換

(3) いじめに対する措置

(詳細は、「五泉市立愛宕小学校危機管理マニュアルP 1～P 7参照）

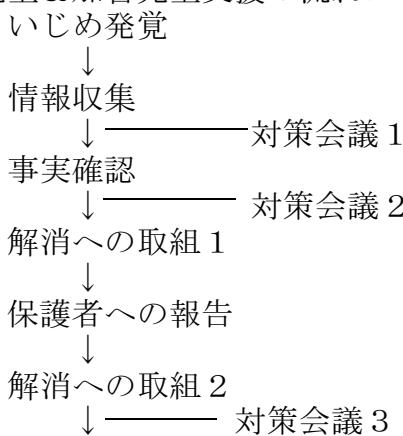
①方針

- ・いじめを発見した時は、素早い対応、保護者との連携を心掛ける。
- ・当該児童の心情の理解に努める。

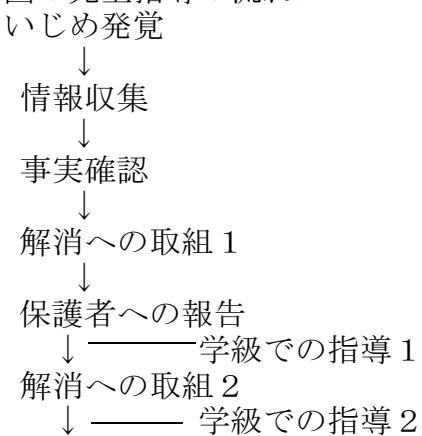
②具体的な取組内容

- ア 被害児童には、本人の不安や不信感の払拭に努め、学級への所属感を高める支援や指導を行う。
- イ 加害児童には、「いじめは絶対に許されない行為であること」を徹底指導し、本人の気持ちを理解しながら継続指導を行う。
- ウ 周囲の児童には、いじめを黙認することはいじめに荷担することであり、許されないことであることを指導する。
- エ 保護者には、保護者の心情を理解することに努め、機会があるごとに話し合いを行う。

<被害児童&加害児童支援の流れ>



<周囲の児童指導の流れ>



(4) 教育相談体制

①方針

- ・子どもたちに声かけをし、表情や言葉遣いに気を付けて日常観察を行い、把握に努める。
- ・必要に応じて、教育相談を行う。

②具体的な取組内容

- ア 各学期ごとに、「子どもと担任のふれあい旬間」を設定し、教育相談を実施する。

③年間計画

学期	実施期間	実施内容
1 学期	6月上～中旬	「子どもと担任のふれあい旬間」・教育相談
2 学期	11月上～中旬	「子どもと担任のふれあい旬間」・教育相談
3 学期	2月上～中旬	「子どもと担任のふれあい旬間」・教育相談

(5) 生徒指導体制

①方針

- ・子ども理解に努め、一人一人に向けた支援・指導をする。

- ・共感的な人間関係を育成し、子どもの自己有用感を高める。
- ・問題行動の早期発見と早期対応、再発防止に努める。

②具体的な取組内容

ア 縦割り活動を通して人間関係づくりを推進する。

<縦割り活動の場>

イ 清掃・児童集会・学校行事（運動会・親子スマイルウォーク）
6年生ありがとう週間

(6) 校内研修

①方針

- ・いじめに対する基本姿勢を共通理解し、指導にあたる。
- ・子どもを語る会や情報交換会を実施し、児童理解に努める。

②具体的な取組内容

ア いじめ実態調査をもとに生徒指導研修会を行う。

イ 教職員のいじめに関する資質向上を目指した研修会を実施する。

③年間計画

実施月	内容
4月	いじめの取組職員共通理解
6月	いじめ実態調査にかかる生徒指導研修会
夏期休業中	教職員の資質向上にかかる研修会
11月	いじめ実態調査にかかる生徒指導研修会
2月	いじめ実態調査にかかる生徒指導研修会

(7) 点検・見直し

①方針

- ・定期的に取組内容について点検し、改善する。

②具体的な取組内容

- ・生徒指導部会やプロジェクト部会を設定し、評価を行う。

③年間計画

- ・各学期ごとに、必要に応じて隨時、生徒指導部会やプロジェクト部会を開く。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより、一定の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。）

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合は、直ちに市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

- ※ いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- ※ いじめが解消している状態とは、「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続していること」「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」この2つが満たされている状態をいう。

6 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 名称
 - ・いじめ不登校対策委員会
- (2) 組織図

